

電子ライブラリー及びオンライン教育サービスの提供 (実施要領)

【事業の目的】

新型コロナウイルス感染症の再拡大により、対面授業の禁止等学習の機会が少なくなっている在留邦人児童等に対して、感染拡大を防止しながら学習を継続することができるよう、令和3年度補正予算の成立を条件として、日本人学校・日本人会等を通じて電子ライブラリー・オンライン教育サービスの学習サービスを提供することを目的としています。

【支援の概要】

1 支援対象事業

日本人学校、日本人会等が在留邦人園児・児童・生徒（以下「児童等」という。）の学習支援のため、電子ライブラリーやオンライン教育サービスを利用させるため実施する事業を支援します。

2 支援対象団体・支援対象者

（１）在外教育施設（日本人学校、補習授業校、私立在外教育施設）

幼稚部、小学部、中学部、高等部に所属する児童等。

なお、国際部に所属する者は、日本国籍を持つ3～18歳までの児童を対象とします。

（２）在外の日本人会等（在外の日本人会、日本商工会議所の日本人によって構成される非営利・非宗教・非政治の団体。12月8日現在、設立済みの団体。）

団体を通じて申し込みが可能な日本国籍を持つ3～18歳までの児童等。

3 支援対象期間・経費・対象サービス

令和4年1月1日から3月31日の間、電子ライブラリー及びオンライン教育サービスを在留邦人児童等が利用する経費（付加価値税を除く税・手数料、団体の事務経費等は対象外です。）

一人の利用料金の上限は以下のとおりとします。

電子ライブラリー：月額550円（税込）

オンライン教育サービス：月額30,000円（税込）

入会金、テキスト代、その他諸経費：16,000円（税込）

（注意１）：申請団体が自ら提供するサービスは支援の対象外とします。

（注意２）：娯楽等、学習を主な目的としないサービス、学習ソフトや通信教材の購入は対象外です。

（注意３）：利用上限額を超過した場合は、自己負担となります。

（注意４）：支援対象となる入学金、テキスト代及びその他諸経費は、利用するサービスに係るものに限りません。

（注意５）：入会金が退会時に返却される場合は、支援対象費用に含まれません。

【本事業の流れ】

1 申請書類の提出

- ① 申請書（【様式1】を使用してください。）
- ② 利用者リスト（氏名、年齢、学年がわかるもの。）
を揃えて在外公館に提出してください。
- ③ サービス会社の1人当たりの月額単価が判る見積書（又は金額が分かる資料等）及びサービスのパンフレット（又はサービスの概要が分かる資料等）。

2 申請期間

令和3年12月10日から令和4年2月14日まで

事業実施予定日の2週間前までに書類一式を在外公館に提出してください。

なお、本事業は令和3年度補正予算の成立を条件として行うものであり、予算審議の状況によっては事業の実施を調整する可能性もありますので、この点にご留意ください。

3 申請書類の審査、契約額の決定・通知

在外公館において、申請書類の精査後、審査結果を通知します。

4 在外公館との契約締結

申請団体と在外公館の間で契約書を締結します。

5 事業の開始

在外公館との契約締結後に申請団体が電子ライブラリー、オンライン教育サービスを提供している会社と利用契約を締結します。当該利用契約の締結後、個人のID、PWの提供を受けて在留邦人児童がサービスを利用します。個人の契約は支援対象となりません。

サービス会社との契約期間（事業実施期間）に制限はありませんが、支援対象期間は、外務省（在外公館）が承認した期間で在外公館との契約締結後に発生した部分となります（最大【支援の概要】3の上記3ヶ月間）。

6 申請団体からサービス会社への支払い

7 実施報告書・支出報告書、証拠書類を在外公館に提出

- ① 実施報告書・支出報告書（【様式2】を使用してください。）
- ② サービス会社との契約書、請求書、領収書（利用料金を支払ったことが確認できる振り込み等証明書）を令和4年3月31日までに在外公館に提出してください。
- ③ 利用者リスト

8 請求

3の契約額の範囲内で（但し、為替レートの変動による超過を除く。）7にて提出される証拠書にて確定した金額を在外公館から申請団体に通知しますので、請求書【様式3】を提出してください。

9 支払

請求書確認後、在外公館から申請団体に請求金額をお支払いします。受領後、在外公館に領収書（【様式4】）を提出してください。

【その他】

利用する電子ライブラリーやオンライン教育サービス会社は任意のもので差し支えありませんが、申請団体が自ら提供しているサービスは対象外です。